

平成29年度 大山町保育認定(2号・3号認定)利用者負担額(保育料)表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)						
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額(8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分)の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	6,800	5,000	4,900	4,000	3,900
第3-1		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	14,000	13,700	10,000	9,800	9,000	8,800
第3-2		市町村民税所得割48,600円未満	16,000	15,700	13,000	12,700	12,000	11,700
第4-1		48,600円以上57,700円未満	21,000	20,600	16,000	15,700	15,000	14,700
第4-2		57,700円以上72,800円未満	21,000	20,600	16,000	15,700	15,000	14,700
第4-3		72,800円以上77,101円未満	26,000	25,500	19,000	18,600	18,000	17,600
第4-4		77,101円以上97,000円未満	26,000	25,500	19,000	18,600	18,000	17,600
第5-1		97,000円以上133,000円未満	33,000	32,400	20,000	19,600	19,000	18,600
第5-2		133,000円以上169,000円未満	40,000	39,300	22,000	21,600	21,000	20,600
第6-1		169,000円以上235,000円未満	46,000	45,200	24,000	23,500	23,000	22,600
第6-2	235,000円以上301,000円未満	52,000	51,100	26,000	25,500	25,000	24,500	
第7	301,000円以上397,000円未満	58,000	57,000	29,000	28,500	28,000	27,500	
第8	397,000円以上	60,000	58,900	31,000	30,400	30,000	29,400	

第2階層から第4-3階層のうち「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」の第1子は右表による。同第2子以降は無償。	階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	第2-B	0	0	0	0	0	0
	第3-1B	6,500	6,350	4,500	4,400	4,000	3,900
	第3-2B	7,500	7,350	6,000	5,850	5,500	5,350
	第4-1B、第4-2B、第4-3B	9,000	9,000	6,000	6,000	6,000	6,000

平成29年度 延長保育料(早朝・夕方含む)表

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		延長保育料(利用1回につき)						
階層区分	定義	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
第2	第1階層を除き、市町村民税所得割課税額(8月以前は前年度分、9月以降は当該年度分)の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	35	35	25	25	20	20
第3-1		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	70	70	50	50	45	45
第3-2		市町村民税所得割48,600円未満	80	80	65	65	60	60
第4-1		48,600円以上57,700円未満	105	105	80	80	75	75
第4-2		57,700円以上72,800円未満	105	105	80	80	75	75
第4-3		72,800円以上77,101円未満	130	130	95	95	90	90
第4-4		77,101円以上97,000円未満	130	130	95	95	90	90
第5-1		97,000円以上133,000円未満	165	165	100	100	95	95
第5-2		133,000円以上169,000円未満	200	200	110	110	105	105
第6-1		169,000円以上235,000円未満	230	230	120	120	115	115
第6-2	235,000円以上301,000円未満	260	260	130	130	125	125	
第7	301,000円以上397,000円未満	290	290	145	145	140	140	
第8	397,000円以上	300	300	155	155	150	150	

第2階層・第3階層のうち「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」は右表による。	階層区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	第2-B	0	0	0	0	0	0
	第3-1B	65	65	45	45	40	40
	第3-2B	75	75	60	60	55	55
	第4-1B、第4-2B、第4-3B	90	90	60	60	60	60

※年齢区分の適用は、年度の初日の前日においておこない、その年度中はその年齢区分の保育料が適用されます。誕生日を迎えても年度中は変更になりませんのでご注意ください。